

第九七〇〇〇一九〇号

認定証

沖縄県那覇市曙二丁目八番一八号

沖縄ビル・メンテナンス株式会社

警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)

第三条各号に掲げる者のいずれにも

該当せず、警備業の要件を備えて

いることを認定する。

有効期間

令和五年四月二四日から

令和十年四月二三日まで

沖縄県公安委員会

